

船橋市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例(平成20年船橋市条例第14号)第37条第5項の規定により、船橋市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平20規則74・平25規則28・一部改正)

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

(平10規則66・平27規則36・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月30日規則第66号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規則第74号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第28号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第36号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。